

# 審 査 基 準

平成13年 6月12日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第12条第1項
処 分 の 概 要 : 行商従事者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先) : 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第11条第2項(行商従事者証) 古物営業法第12条(標識) 古物営業法施行規則第10条(行商従事者証の様式) 古物営業法施行規則第11条(標識の様式)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 30日
申 請 先 : 徳島県公安委員会(申請書提出先は、社団法人等の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課)
問 い 合 わ せ 先 : 徳島県警察本部生活安全企画課(電話 代表088-622-3101)又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考 :